

大分県報

令和四年
第三五一号
十月十八日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一
指定予定保安林（二件）……………二
林業種苗法による生産事業者の登録の失効……………二

〇告 示

大分県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、由布市庄内町平石四十一番地の大塚裕生ほか一人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年十月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営水田畑地化推進基盤整備事業 （区画整理）	平石地区	令四・一〇・一八から 令四・一一・七まで	由布市役所

大分県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和四年十月十八日

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字大原二九七二番三・二九七二番六・二九七二番八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字平連二九六三番二、字大原二九七二番七、二九七二番九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字古後字野平四一六〇番、四一六二番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

大分県報（告示）

一

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示四百十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和四年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

中四十一

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

榎 鶴 滋 富

中津市山国町榎木八百八十六番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

榎鶴種苗園

中津市山国町榎木八百八十六番地